審議資料1

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

令和8年11月10日

環境政策部環境保全課

# 1　現在（これまで）の区の対応は・・・

〈現在の条例からは〉

普及啓発　　改善依頼

給餌による迷惑行為の相談件数（増加傾向）

| 給餌相談件数（問い合わせ及び区民の声、世田谷コール） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域<br>年度 | 世田谷 | 北沢 | 玉川 | 砧 | 烏山 | 合計 |
| R4 | 13 | 6 | 9 | 5 | 0 | 33 |
| R5 | 13 | 3 | 9 | 5 | 1 | 31 |
| R6 | 12 | 7 | 15 | 9 | 2 | 45 |
| R7 | 14 | 10 | 5 | 4 | 3 | 36 |
| R8（9/30まで） | 21 | 4 | 11 | 1 | 1 | 38 |
| 合計 | 73 | 30 | 49 | 24 | 7 | 183 |

※中には、15年以上にわたる案件もあります。

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

「世田谷区環境美化等に関する条例」の中に、

調査　行政指導　行政処分　罰金　公表

という要素が既に盛り込まれており、
これを「給餌による迷惑行為」に対して適用できるようにしたい



「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正

# ２　検討部会での議論

令和８年９月１８日の環境審議会において、区長より本条例の改正について「諮問」を受け、専門的事項を具体的かつ詳細に検討する部会として【検討部会】を設置した。

【検討部会メンバー】

| 役職 | 氏名 | 肩書 | 所属 |
|---|---|---|---|
| 部会長 | 森本　英香 | 環境審議会会長 | 早稲田大学法学部教授 |
| 委員 | 町田　怜子 | 環境審議会副会長 | 東京農業大学地域環境科学部<br>地域創成科学科教授 |
| 委員 | 岸　恵美子 | 生活環境保全審査会会長 | 東京医療保健大学東が丘看護学部教授 |
| 委員 | 水野　泰孝 | 生活環境保全審査会 | 水野泰孝法律事務所（弁護士） |

（１）第１回検討部会（令和８年１０月５日）では、条例の考え方を議論し、①禁止規定の整理、②公表のタイミング・手続き、③行政指導・行政命令、④立入調査、⑤審査会、⑥罰則の金額・位置付けなど、条文ごとに審議いただいた。

（２）第２回検討部会（令和８年１０月１９日）では、第１回検討部会での御意見に対する事務局の考え方と修正案を御確認いただき、各項目とも了承を得た。

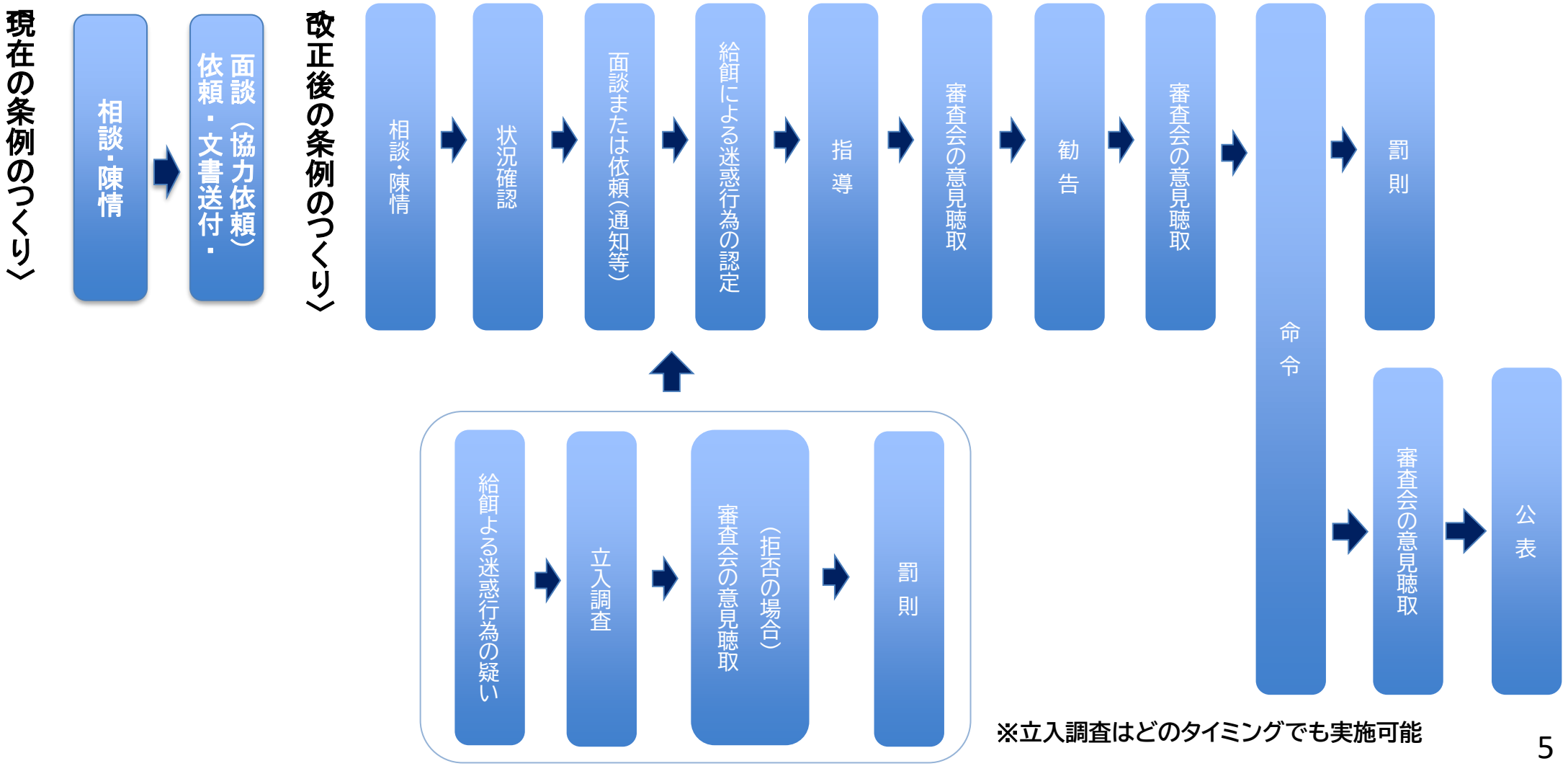
・あわせて、罰則・公表等の運用上の配慮（対象者の状態に応じた配慮、審査会の意見聴取による慎重な対応）や、生活環境審査会の構成の適切性についても御議論いただいた。

・法令文言の細部については、法務担当部門の確認を経て、事務局にて調整する。

検討部会での御議論を踏まえ、条例素案を作成し、区民意見募集を実施する。

# ３　世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 現在及び改正後の条例の考え方




※立入調査はどのタイミングでも実施可能

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント〔前回資料〕

新たな視点

### (1) 給餌による迷惑行為を禁止行為とする

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第3条(区の責務) | → | 条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加 |
| 第4条(区民等の責務) | → | 給餌による迷惑行為(努力義務)を削除 |
| 第7条(禁止行為) | → | 給餌による迷惑行為を追加 |

### (2)実効性のある組み立て

### (3)区からの処分

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第12条(指導及び勧告) | → | 給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加 |
| 第13条(公表) | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加 |
| 第14条(措置命令) | → | 給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加 |
| 第16条(立入調査等) | → | 給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加 |

### (4)専門家からの意見聴取

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| ― | → | (新設)給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加 |

### (5)罰金

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第18条(罰金) | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加 |

# 検討部会からの意見

## 【新たな論点】

| 条文 | 部会でいただいた主な意見 |
| --- | --- |
| 第1条第2項 | 「動物愛護法の趣旨を十分に踏まえる」の意図が分からず、書き方を変えた方がよい（水野委員）。 |
| 第2条第1項<br>第11号 | 現在の条例の「著しい被害」を複数の周辺住民からの苦情・共通の認識で定義する立て付けには違和感があり、動物愛護法施行規則の立て付けとも異なる。刑事罰の発動の前提要件となるため、文言を分かりやすくすべき（水野委員）。 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## （1）本条例の考え方

### 〈事務局の考え方〉

本条例は、広く生活環境被害への対応を目的とするものであるが、給餌による迷惑行為に関する運用については、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨と対立するものではないことを明らかにするためとして位置付ける。条例の対象が給餌による迷惑行為に及ぶことから、動物愛護との調和が基本にあり、周辺の生活環境の保全を図ることを明示する。

### 〈案文〉 第１条第１項・２項

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第１条　この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱、喫煙による迷惑行為並びに給餌による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。 | 第１条　この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。 |
| ２　区は、この条例の運用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の基本原則及び周辺の生活環境の保全の趣旨を十分に踏まえるものとする。 | 追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## （2）給餌の定義

### 〈事務局の考え方〉

区における給餌の定義、及び給餌による迷惑行為の構成要件を、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」における構成要件と一致させる。

### 〈案文〉 第2条1項第10号・11号

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第2条<br>（10） 給餌　自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える又は給水させる行為をいう。 | 第2条<br>（10） 給餌　自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう。 |
| （11） 給餌による迷惑行為　給餌をすることにより、その餌等を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害を生じさせていると認められる行為であって、かつ、複数の周辺住民からの区長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる行為及び周辺住民の日常生活に特に著しく支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる行為をいう。 | （11） 給餌による迷惑行為　給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント〔前回資料〕

### (1) 給餌による迷惑行為を禁止行為とする

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第3条(区の責務) | → | 条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加 |
| 第4条(区民等の責務) | → | 給餌による迷惑行為(努力義務)を削除 |
| 第7条(禁止行為) | → | 給餌による迷惑行為を追加 |

### (2)実効性のある組み立て

### (3)区からの処分

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第12条(指導及び勧告) | → | 給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加 |
| 第13条(公表) | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加 |
| 第14条(措置命令) | → | 給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加 |
| 第16条(立入調査等) | → | 給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加 |

### (4)専門家からの意見聴取

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| ― | → | (新設)給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加 |

### (5)罰金

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第18条(罰金) | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 検討部会からの意見

| 条文 | 部会でいただいた主な意見 |
| --- | --- |
| 第3条第3項 | 区が、この条例に基づき取り組んでいくのは当然である。（水野委員） |
| 第4条第3項 | 第7条第4項の禁止規定と努力義務の併存は読み手を混乱させる。禁止規定が入る以上、努力規定は不要（部会長・水野委員・町田委員・岸委員）。 |

# （3）行政のスタンス

## 〈事務局の考え方〉

条例に基づき、区として取り組んでいくのは当然だが、区として、行政指導、行政処分、罰則等ありきで当該行為者に対し接するのではなく、現況確認を行うとともに、話し合いにより解決することが重要であり、「話し合いに努める」旨を区のスタンスとして規定した。

## 〈案文〉 第3条3項

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第3条<br>3　区は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について区民や事業者等から申立てを受けたときは、その内容について、現況を確認し、当該行為を行った者との話し合いに努めなければならない。 | 追加 |

# （4）禁止行為

## 〈事務局の考え方〉

禁止行為として規定するので、区民から分かりやすいよう努力義務からは削除する。

## 〈案文〉 第4条3項

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 削除 | 第4条<br>3　区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。 |

## 〈案文〉 第7条4項

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第7条<br>4　何人も、給餌による迷惑行為をしてはならない。 | 追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント〔前回資料〕

### （1）給餌による迷惑行為を禁止行為とする

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第3条（区の責務） | → | 条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加 |
| 第4条（区民等の責務） | → | 給餌による迷惑行為（努力義務）を削除 |
| 第7条（禁止行為） | → | 給餌による迷惑行為を追加 |

### （2）実効性のある組み立て

### （3）区からの処分

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第12条（指導及び勧告） | → | 給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加 |
| 第13条（公表） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加 |
| 第14条（措置命令） | → | 給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加 |
| 第16条（立入調査等） | → | 給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加 |

### （4）専門家からの意見聴取

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| ― | → | （新設）給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加 |

### （5）罰金

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第18条（罰金） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 検討部会からの意見

| 条文 | 部会でいただいた主な意見 |
| --- | --- |
| 第13条<br>第2～4項 | 公表は慎重に取り扱うことが大事である（森本部会長、町田委員、岸委員、水野委員）。<br>どのような場合に公表するかを条例案に規定すべきである（岸委員）。 |
| 第16条<br>第2項 | 立入調査は、事実認定を前提として行うのではなく、当該行為が行われているかどうかを確認するために実施するものである（水野委員）。<br>撮影規定の有無はどちらでも良い（水野委員）。<br>映り込む他者の個人情報、拒否の可否にも留意（岸委員）。 |

# (5)指導・勧告・措置命令の適用

## 〈事務局の考え方〉

給餌による迷惑行為と認定した場合、実効性のある仕組みとして、まず話し合いによる解決を基本として指導を行い、改善が見られない場合には、審査会の意見を聴取した上で勧告を行う。勧告にも従わない場合には、改めて審査会の意見を聴取した上で措置命令を行い、命令に違反した場合には罰則の対象とする。

## 〈案文〉 第12条3・4項(指導・勧告)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第12条<br>3　区長は、給餌による迷惑行為が行われている場合において必要があると認めるときは、当該給餌を行っている者に対し、当該給餌の停止その他の給餌による迷惑行為の防止に必要な措置をとるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置をとるよう勧告することができる。 | 追加 |
| 4　区長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ第17条に規定する世田谷区生活環境審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。 | 追加 |

## 〈案文〉 第14条2・3項(措置命令)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第14条<br>2　区長は、第12条第3項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 | 追加 |
| 3　区長は、前項の規定による措置命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。 | 追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## （6）公表

### 〈事務局の考え方〉

公表については、あらかじめ意見を述べる機会（第3項）と審査会の意見の聴取（第4項）を経た上とし、また、公表する該当者等の状況に応じ、慎重に運用していく。このことから、どのような場合に公表するかについては、条例上では規定しない。

### 〈案文〉 第13条第2～4項

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第13条<br>2　区長は、第14条第2項の規定による措置命令を受けた者が、当該措置命令に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨、措置命令の内容、氏名及び住所を公表することができる。 | 2　区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。 |
| 3　区長は、第1項及び第2項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者及び第14条第2項の規定による措置命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。 | 追加 |
| 4　区長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。 | 追加 |

# （7）立入調査

## 〈事務局の考え方〉

立入調査は、「給餌による迷惑行為が行われている疑いがある場合」を対象とし、また、勧告、命令など行政指導、行政処分の各段階でも必要に応じて実施できるよう規定する。また、本調査は、犯罪捜査のためではないことを明記する。

## 〈案文〉 第16条第2～4項

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第16条<br>2　区長は、給餌による迷惑行為が行われている疑いがあるとき又はこの条例の施行のために必要があると認められるときは、職員をして必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。 | 2　前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 |
| 3　第1項及び第2項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 | 追加 |
| 4　第1項及び第2項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | 追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント〔前回資料〕

### （1）給餌による迷惑行為を禁止行為とする

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第3条（区の責務） | → | 条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加 |
| 第4条（区民等の責務） | → | 給餌による迷惑行為（努力義務）を削除 |
| 第7条（禁止行為） | → | 給餌による迷惑行為を追加 |

### （2）実効性のある組み立て

### （3）区からの処分

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第12条（指導及び勧告） | → | 給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加 |
| 第13条（公表） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加 |
| 第14条（措置命令） | → | 給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加 |
| 第16条（立入調査等） | → | 給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加 |

### （4）専門家からの意見聴取

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| ― | → | （新設）給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加 |

### （5）罰金

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第18条（罰金） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加 |

# 検討部会からの意見

| 条文 | 部会でいただいた主な意見 |
|---|---|
| 第12条第4項・<br>第14条第3項 | 勧告・命令の前に審査会の意見を聴く仕組みは妥当。罰則は前科につながり、最終判断は検察が行うが、その前段で審査会を必ず経ることの意義は大きい（森本会長）。<br>対象者は、福祉的な課題も含め多くの問題を抱える場合が少なくないため、慎重な対応をするべきである（水野委員）。 |
| 第13条第4項 | 公表は人権への影響が大きく、慎重に取り扱うべき。条例で公表の基準を定めず、事前の意見陳述（第3項）と審査会の意見聴取（第4項）を経て運用で判断するのがよい（水野委員・町田委員）。 |
| 第17条<br>1項～13項 | 学識経験者2名・弁護士・精神科医・社会福祉士・区民2名の7名構成は適切（水野委員）。<br>環境分野の専門家と現場を知る委員の組合せで実効性のある審査ができる（町田委員）。<br>勧告・命令・公表は審査会の意見を聴取し、実施後は直近の環境審議会へ報告することで透明性が高まる（町田委員）。 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 〈事務局の考え方〉

## 〈案文〉 第17条第2項～13項

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第17条　第12条第3項の規定による勧告、第13条第2項の規定による公表、第14条第2項の規定による措置命令、並びに第16条による立入調査及び質問の実施について、区長の諮問に応じて調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区生活環境審査会を設置する。 | 追加 |
| 2　審査会は、学識経験を有する者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。 | 追加 |
| 3　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | 追加 |
| 4　審査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを決める。 | 追加 |
| 5　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 | 追加 |
| 6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 | 追加 |
| 7　会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 | 追加 |
| 8　審査会は、区長が招集する。 | 追加 |
| 9　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 | 追加 |
| 10　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。 | 追加 |
| 11　審査会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提供を求めることができる。 | 追加 |
| 12　委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 | 追加 |
| 13　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、世田谷区規則（以下「規則」という。）で定める。 | 追加 |

# （8）専門家からの意見聴取

給餌による迷惑行為に関しては、行為の内容や本人の状況、法的な視点、周辺の状況などを踏まえ、意見聴取することから、以下の7名で構成するものとする。

## 世田谷区生活環境審査会の構成

・学識経験者2名（環境分野の専門家等）
・弁護士
・精神科医
・社会福祉士
・区民2名（民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等）

## 環境審議会への報告

該当する事項について、区は、世田谷区生活環境審査会から専門的な見地による意見を聴取し、その意見を踏まえ、対応を判断する。また、勧告、命令、罰則、公表を行った際は、直近の環境審議会に報告するものとする。

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 「世田谷区環境美化等に関する条例」の改正ポイント〔前回資料〕

### （1）給餌による迷惑行為を禁止行為とする

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第3条（区の責務） | → | 条例の定めるところにより、調査、必要な措置をとる旨を追加 |
| 第4条（区民等の責務） | → | 給餌による迷惑行為（努力義務）を削除 |
| 第7条（禁止行為） | → | 給餌による迷惑行為を追加 |

### （2）実効性のある組み立て

### （3）区からの処分

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第12条（指導及び勧告） | → | 給餌による迷惑行為への指導、勧告ができる旨を追加 |
| 第13条（公表） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、公表する旨を追加 |
| 第14条（措置命令） | → | 給餌による迷惑行為への勧告に従わない場合、命令できる旨を追加 |
| 第16条（立入調査等） | → | 給餌による迷惑行為の際、立入調査ができる旨を追加 |

### （4）専門家からの意見聴取

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| ― | → | （新設）給餌による迷惑行為の際、勧告、命令、罰金、公表の際の意見聴取する旨を追加 |

### （5）罰金

| 現在の条文 | | 改正のポイント |
|---|---|---|
| 第18条（罰金） | → | 給餌による迷惑行為の際、命令に従わない場合、立入調査の拒否及び虚偽の答弁等に対する罰金を追加 |

# 世田谷区環境美化等に関する条例の改正について

## 検討部会からの意見

| 条文 | 部会でいただいた主な意見 |
| --- | --- |
| 第19条<br>第2・3項 | 命令違反と立入調査拒否等で金額を変えることはアンバランスでありせめて同額にすべき（水野委員）。 |

# （9）罰金

## 〈事務局の考え方〉

措置命令違反と立入調査拒否の軽重について、差をつけることはできないことから、額は同額で規定する。額については、制度の実効性及び行為者から見て重たい額という観点から整理し、23区内での罰金の額も参考とし、5万円を考えている。

## 〈案文〉 第19条第1・2項

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 1　第14条第2項の規定による措置命令に違反した者は、〇〇以下の罰金に処する。 | 追加 |
| 2　第16条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、〇〇以下の罰金に処する。 | 追加 |

# ４　答申について

検討部会における議論の結果と本環境審議会におけるご審議を踏まえ、令和８年１１月３０日に区長へ答申を行う。

## （１）答申案の作成

・条例案の考え方
・条例案
・環境審議会、検討部会からの意見

## （２）日時及び出席者

・日時：令和８年１１月３０日（月）午後３時
・場所：本庁舎
・出席者：森本会長

# ５　今後の予定

| | |
|---|---|
| １１月１２日 | 世田谷区環境美化等に関する条例一部改正（素案）を議会に報告 |
| １１月１５日～ | 区民意見募集 |
| １２月　７日 | |
| １１月３０日 | 答申 |
| １２月 | 答申及び区民意見募集からのご意見を踏まえ条例（案）作成 |
| ２月 | 世田谷区環境美化等に関する条例一部改正案を議会に提出 |